八　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一　電気通信業務障害防止区域

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲	
	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	当該防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に掲げる交点を結ぶ線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線分の両側それぞれの幅（メートル）
［一～二二］略				
二三　削除				

改正前

一　［同上］

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲	
	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	当該防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に掲げる交点を結ぶ線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線分の両側それぞれの幅（メートル）
［一～二二］同上				
二三	㈠　埼玉県岩槻市西町二丁目五番四〇号（六八・三）	埼玉県 岩槻市　西町二丁目、西町五丁目	五〇	〇・一七
	㈡　埼玉県久喜市南一丁目一〇番二九号（五六・三）	埼玉県 岩槻市　西町五丁目、西町四丁目、岩槻、美幸町、本宿、金重、掛、古ケ場一丁目 蓮田市　黒浜、江ケ崎 南埼玉郡 白岡町　実ケ谷、千駄野、小久喜、下野田、上野田、寺塚、高岩、新白岡三丁目 埼玉県 南埼玉郡 白岡町　高岩、新白岡二丁目	五〇 五〇	〇・六一 八・九六 九・二二 九・三五